

戸別所得補償制度モデル対策に関する実務担当者向けQ & A
(未定稿：平成22年1月6日現在)

※ このQ & Aは、戸別所得補償制度モデル対策に関して、これまでに現場担当者から出された質問等を基に整理したものです。今後各地で開催される説明会等が出された質問等を追加しながら随時更新し配布することになります。

目 次

<総論>

- 1 戸別所得補償制度を導入する目的は何か。
- 2 米戸別所得補償モデル事業は、小規模農家を含めてすべての販売農家を対象に支援するため、農業の構造を固定化するのではないか。
- 3 米戸別所得補償モデル事業の導入により、集落営農からの脱退や貸しはがしが生じるとの声が聞かれるが、どのように対応するのか。
- 4 戸別所得補償モデル対策の導入により米の需給が緩むのではないか。
- 5 本格実施の際には、畑作物は対象となるのか。

<自給率向上事業>

【激変緩和措置】

- 6 激変緩和措置はどのようなものか。
- 7 激変緩和措置（310億円）のうち、激変緩和調整枠（260億円）との差（50億円）はどのように対応するものなのか。
- 8 激変緩和措置は具体的にどのような方針で設定すれば良いか。
- 9 麦・大豆・飼料作物間（3.5万円/10aグループ）での単価調整は、どのようなやり方となるのか。
- 10 麦・大豆・飼料作物間での単価調整と、その他作物助成を活用した加算を行った上でなければ、激変緩和調整枠を活用することはできないのか。
- 11 激変緩和措置による単価設定に上限はあるのか。
- 12 激変緩和措置に係る協議は都道府県と地方農政局との間で行うのか。

【交付単価】

- 13 新規需要米と麦・大豆とそれ以外の作物で、交付単価が大幅に異なっている理由は何か。
- 14 WCSについては、水田利活用自給力向上事業で8万円の助成があるが、耕蓄連携粗飼料増産対策事業の助成対象にもなるのか。
- 15 新規需要米の単価は8万円/10aであるが、全国的に作付が増加した場合でもこの単価水準は維持されるのか。

【対象作物】

- 16 自己の事業として活用するWCS用稲も対象として考えてよいか。
- 17 わら専用稲や水田放牧の扱いはどうなるのか。
- 18 飼料用米の受け皿として全国的な流通体制は確立されるのか。
- 19 新規需要米と加工用米の（それぞれの用途などの）区分はどうなっているのか。

【交付要件】

- 20 米粉用米の認定要件として面積拡大の縛りはあるのか。
- 21 水田利活用自給力向上事業の助成要件の「実需者との出荷契約等」は、道の駅等の直売所や産直市へのお荷など、数量は限定せず契約書も締結しないが地産地消として確実に結びついているものは対象となるのか。
- 22 出荷契約等の確認とは具体的に何による確認か。
- 23 自給率向上事業の対象となる農業者はどのような者か。
- 24 そば・なたねについて、実需者との出荷契約等の要件は必要ないのか。
- 25 団地化や技術導入などの要件は設定されるのか。

【二毛作助成】

- 26 麦後に水稻を作付けても二毛作助成は支払われるのか。
- 27 二毛作助成は、ほ場主義で交付されるのか（表作裏作で耕作者が異なった場合ではそれぞれ交付されるのか。）

【その他作物】

- 28 その他作物助成について、国から都道府県に対して「予算枠」の配分はされるのか。
- 29 その他作物の助成単価はどのように設計すればよいのか。
- 30 その他作物の扱いについて収穫を伴わない景観作物や地力増進作物等の扱い等何らかの制限が設けられるのか。

【その他】

- 31 需給調整の達成、未達成に関わらず助成対象とされるが、今まで真面目に協力してきた生産者とそうでない生産者とが同列に扱われてしまうことは、生産者の理解が得られないのではないか。
- 32 新規需要米の栽培者は、平成22年作付用の多収性品種の種子をどのようにしたら入手できるのか。
- 33 今後、多収性品種の種子をどのように確保していくのか。

<米のモデル事業>

【対象農業者】

- 34 販売農家を水稻共済加入者とした理由いかん。
- 35 水稻共済未加入者については、前年産のお荷・販売先との契約状況を申告させることで対象とするとのことであるが、どのような書類で確認するのか。その場合、未加入者の面積はどのようにして確認するのか。
- 36 水稻共済に加入していない生産者で、知人等に販売しており、伝票がない場合はどのように確認したらよいのか。
- 37 集落営農の定義について、面積要件はあるのか。構成農家が3戸程度でも対象に

なるのか。

- 38 集落営農の規約には何を定めるのか。共同販売経理は何が要件なのか。
- 39 戸別所得補償制度モデル対策に、水田経営所得安定対策に加入している集落営農が加入した場合、農用地の利用集積目標、法人化計画、主たる従事者の所得目標の扱いはどうなるのか。

【対象面積】

- 40 交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10 a を控除することとした理由いかん。
- 41 交付対象面積の捉え方について、「一律10 a を控除」とあるが、集落営農の場合にはどのような取扱いとなるのか。
- 42 共済資格団体にはどのような要件があるのか。
- 43 もち米は10 a 控除の対象となるのか。
- 44 種子用米は、10 a 控除の対象から除外することだが、種子落ちした米はどうなるのか。
- 45 黒紫米などの古代米、香り米の生産も対象となるか。
- 46 水田面積が20 a 以下の小規模農家が需給調整をすると10 a 以下となる場合があるが、その場合は対象にならないのか。
- 47 二期作地帯では、米のモデル事業の交付対象面積はどのようになるのか。

【交付単価】

- 48 標準的な生産に要する費用のうち家族労働費を8割としている根拠は何か。
- 49 標準的な生産に要する費用の算定に用いる家族労働費の考え方、データはどうなっているのか。
- 50 モデル事業では、「規模加算」や「環境加算」は措置しないのか。
- 51 米のモデル事業では、全国平均の生産費と販売価格を使用することとされているが、これでは地域間のバランスが考慮されないのではないか。大規模経営と小規模経営、平野部と中山間とでは事情が異なるのではないか。
- 52 戸別所得補償制度は、個々の経営収支に着目し、サラリーマン並の所得を確保してくれるのではなかったのか。
- 53 集落営農等への集約及び組織化促進のため、営農組織及び認定農家等の担い手グループと個人農家に交付金の差を付けられないのか。
- 54 米のモデル事業の定額部分の単価は固定されるのか。
- 55 米のモデル事業の交付単価はなぜ収穫量や販売総額に関係なく作付面積で計算されるのか。
- 56 農作物共済の共済金と米のモデル事業の交付金については、補てんの重複とならないのか。

【その他】

- 57 水田経営所得安定対策は農産物検査が必須となっているが、米のモデル事業も農

産物検査が必要か。

- 58 調整水田等の不作付地を持って生産数量目標を達成する農家は、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市町村に提出し認定を受けることとなっているが、改善計画はどのようなことを記載するのか。達成要件が課せられるのか。
- 59 調整水田等の不作付地の改善計画の認定基準はどうなるのか。

<実施体制（交付申請、支払い等）>

【申請手続】

- 60 農地の貸借が行われている場合、交付申請は借り手（耕作者）が行うのか、貸し手（地権者）が行うのか。
- 61 農家から国に対する申請事務等について、集荷業者等が事務代行を行うことができるのか。
- 62 モデル対策の申請様式はいつ頃示されるのか。現行産地確立交付金で使用している営農計画書は使えないのか。
- 63 交付金は農家に直接支払われるが、例えば、ブロックローテーションに参加している農家が共通口座で受け取ることは可能か。
- 64 金融機関の口座は、どの金融機関でもよいのか。郵便局でも良いのか。
- 65 加入申請以降交付金の交付日までの間に加入者が死亡した場合の交付金の取扱いはどうなるのか。

【推進事務費】

- 66 戸別所得補償制度導入推進事業費で、人件費の助成はできるのか。
- 67 生産調整方針作成者を確認依頼者・証明者として活用できるか。
- 68 対象作物の面積確認は現地確認で行うのか。

【システム開発】

- 69 システム開発のスケジュールはどうなるのか。現在使用している水田情報管理システムは使用できるのか。

【水田台帳】

- 70 水田台帳の整備はいつまでに行わなければならないのか。
- 71 助成対象水田の考え方に変更はあるのか。

<需給調整>

【都道府県から市町村への生産数量目標の配分】

- 72 どのような配分を実施してはいけないのか。
- 73 都道府県内市町村に対して、一律配分でなければならないのか。これまで、一等米比率や需要先との結びつきなどで優先配分を行ってきたが、生産調整達成・未達

成以外の配分要素についてもだめなのか。

- 74 過去に需給調整が未達成だったことを理由として生じた格差がある場合、この格差も解消しなければならないのか。
- 75 需給調整の未達成を理由とした格差は、一度に解消しなければならないのか。
- 76 需給調整達成市町村と未達成市町村との格差を段階的に解消する場合、どこまで縮めればよいのか。具体的な水準はあるのか。

【市町村段階から農業者への生産数量目標の配分】

- 77 どのような主食用米の生産数量目標の配分を実施してはいけないのか。
- 78 具体的にどのような主食用米の生産数量目標の配分が問題になるのか。
- 79 上記質問の①～③に挙げられている農業者に配分をしても、交付金を受け取る権利が無駄になるので、需給調整に参加する農業者に配分すべきではないか。
- 80 制度対象外となる10a未満の小規模な農業者の主食用米の生産数量目標については、事務コストの面から従来通知していないが、通知しなければならないのか。
- 81 制度対象外となる10a未満の小規模な農業者の主食用米の生産数量目標は、どの程度の水準を配分すべきか。
- 82 各農業者への主食用米の生産数量目標の配分は一律でなければならないのか。
- 83 過去に需給調整が未達成だったことを理由として生じた格差がある場合、この格差も解消しなければならないのか。
- 84 需給調整の未達成を理由とした格差は、一度に解消しなければならないのか。
- 85 農業者の間で主食用米の生産数量目標をやり取りしてもよいのか。
- 86 需給調整達成農業者と未達成農業者との格差を段階的に解消する場合、どこまで縮めればよいのか。具体的な水準はあるのか。
- 87 ある市町村では、21年産米の配分において、①これまで需給調整に参加してきた者、②これまで需給調整に参加してこなかったが、新たに参加する者、③引き続き需給調整に参加しない者、の三者の間で、①>②>③となるような主食用米の生産数量目標の配分を行っていた。22年産米の配分においてこれらの格差の解消を図る場合に、地域の関係者の合意があれば、①と②の間の格差解消を優先することとし、これらの者と③の者の格差は当分の間残すこととしてもよいのか。

〈具体例〉

(これまでの配分) ①70%、②55%、③40%

↓

(今回の配分案) ①65%、②60%、③40%

- 88 需給調整に参加しない(認定方針に参加せずに水稻生産を行う)農業者に対する配分は誰が行うのか。

【生産数量目標の調整関連】

- 89 生産数量目標の県間調整はあるのか。また、市町村間調整はどうか。
- 90 生産数量目標の地域内調整、農業者間調整はいつまでに終える必要があるのか。

【その他の生産数量目標関連】

- 91 生産数量目標は個々の農業者が達成しない場合、米戸別所得補償モデル事業の交付金が受けられないことになるが、市全体で未達成のときにはペナルティがあるのか。
- 92 米の戸別所得補償制度について、「生産数量目標に即した生産を行うこと」とは米の生産数量目標の換算面積の範囲内で主食用作付を行っていることとなっているが、換算面積に使用する単収は全国统一か。

【集荷円滑化対策関連】

- 93 集荷円滑化対策については、その効果がはっきりしないので廃止すべきでないか。集荷円滑化対策について見直しが検討されていると思われるが、当初平成16年～平成17年で拠出した過剰米対策基金残額は、農業者へ返還されるのか。

【その他】

- 94 米戸別所得補償モデル事業が示されたが、食糧法、米政策改革大綱の見直しなど検討しているのか。

＜横流れ防止関連＞

- 95 加工用米、新規需要米が増加することが想定されるが、適正流通をどのように確保するのか。
- 96 加工用米の面積確認は新規需要米に準じるとしているが、現行（数量による面積換算）と変更することにより混乱が起こるのではないか。

＜その他＞

- 97 中山間直接支払いと戸別所得補償の重複受給は可能か。
- 98 新規開田地の扱いはどうなるのか。交付金の支払いの対象になるのか。
- 99 今後の担い手育成や認定農業者制度等の方向性はどうなるのか。
- 100 地域水田農業ビジョンは、今後も作成していく必要があるのか。

<総論>

1 戸別所得補償制度を導入する目的は何か。

(答)

- 1 我が国農業は、農業従事者の減少、高齢化の進展、農業所得の激減、農村の崩壊など、危機的状況にあり、安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復することが必要である。
- 2 戸別所得補償制度は、小規模農家も国民への食料の安定供給や多面的機能の維持という重要な役割を担っていることを評価し、これらの者を含め意欲あるすべての農家が農業を継続できる環境を整え、創意工夫ある取組を促していくことを目的としている。

2 米戸別所得補償モデル事業は、小規模農家を含めてすべての販売農家を対象に支援するため、農業の構造を固定化するのではないか。

(答)

- 1 米戸別所得補償モデル事業は、全国一律単価で交付金を交付するものであることから、コスト削減など効率的な経営を行えば、その分メリットが大きくなる仕組みである。
- 2 このため、農家にとっては、本事業を活用し、規模拡大や集落営農など効率的な経営を行う意欲が高まることから、現状の農業構造を固定化するものではないと考えている。

3 米戸別所得補償モデル事業の導入により、集落営農からの脱退や貸しはがしが生じるとの声が聞かれるが、どのように対応するのか。

(答)

- 1 戸別所得補償のモデル事業は、全国一律単価で交付金を交付するものであり、規模拡大や集落営農の組織化などで効率的な経営を行えば、所得が増加する仕組みである。
したがって、集落営農などの農業の集団化に逆行するものではないと考えている。
- 2 併せて、農地を担い手に集積していくための取組や集落営農を立ち上げて協業化を図る取組への支援を別途行い、農地の集約や集落営農組織の推進を図っていく。

- 3 仮にモデル事業の導入をきっかけに、貸しはがしや集落営農からの脱退など、集落営農とその構成農家の間で何らかの問題が生じるような情報がある場合には、本事業の目的や内容について地方農政局・農政事務所を通じて十分説明し、当事者同士での円満な話し合いを求めてまいりたい。

4 戸別所得補償モデル対策の導入により米の需給が緩むのではないか。

(答)

- 1 今回の米のモデル事業は、生産数量目標に即した米の生産を行った農業者を対象に所得補償をするという強力なメリットとなるものであることから、これまで需給調整に参加してこなかった農業者も新たに生産数量目標に即した生産を行うことが見込まれる。
- 2 また、自給率向上事業においては、米の需給調整に全面的に参加しなくても、麦・大豆などの生産を行えば交付対象とすることとしており、これにより、これまで需給調整に参加してこなかった農業者が、転作作物を段階的に拡大していくことも期待されることから、米の需給の引締め効果の発揮が期待されることである。

5 本格実施の際には、畑作物は対象となるのか。

(答)

- 1 畑地帯の麦・大豆等については、現在、経営所得安定対策により、生産コストと販売収入との差が補てんされている。これについては、来年度も実施することとしたため、モデル対策では、水田作の麦・大豆等に限定して、主食用米との所得差に着目した助成措置（水田利活用自給力向上事業）を講じることとしている。
- 2 畑作物の取扱いについては、平成23年度からの本格実施に向けて、今後検討することとしている。

<自給率向上事業>

【激変緩和措置】

6 激変緩和措置はどのようなものか。

(答)

- 1 自給率向上事業は、自給率向上を主眼に置いた対策とするとともに、制度の簡素

化を図る観点から、自給率向上のために国全体で取り組むべき麦・大豆等の戦略作物について、全国统一単価で支援を行う仕組みとすることとしている。

2 しかし、現行の産地確立交付金において、水田利活用自給力向上事業の交付単価以上の高単価を設定していた地域においては、急激な助成額の減少により、地域における生産体制が維持できなくなるおそれがある。

3 このため、23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域協議会における影響をできる限り緩和するため、激変緩和措置を講ずることとしたものである。

4 具体的には、

- ① その他作物への助成を活用し、新規需要米を除く戦略作物に加算する
- ② 現行対策よりも飼料作物の交付単価が増加する都道府県において、麦・大豆・飼料作物の交付見込額の範囲内で、飼料作物の単価を減じて、麦・大豆の単価を上乗せする
- ③ 加えて、戦略作物による二毛作への支援により、二毛作可能地域の助成額の変動が緩和される効果が生じることにより、助成額減少の影響緩和を図られるようにした。

5 これらの取組を行っても、なお、助成額の減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、

- ① 助成額の減少分等に応じて各都道府県に対し調整枠を配分することとし、
- ② 国と協議の上、都道府県段階又は地域段階で助成対象を決定し、これまで確立されてきた産地の生産体制を維持するための支援を行うこととしたものである。

7 激変緩和措置（310億円）のうち、激変緩和調整枠（260億円）との差（50億円）はどのように対応するものなのか。

（答）

1 激変緩和措置については、地域協議会単位で、

- ① 平成20年度の助成金（産地づくり交付金）の活用実績と、
- ② 平成22年度の新対策の交付単価に基づく助成推計額を比較し、これが減少する地域協議会の減少額を足し上げた総額310億円を対象とすることにしたものである。

2 このうち、都道府県の自助努力で取り組める部分として、

- ① 現行対策の飼料作物の交付単価が3.5万円より低い都道府県において、麦・大

豆・飼料作物の助成総額の範囲内で、飼料作物の単価を3.5万円より減じた上で、
麦・大豆の単価に上乗せをできるようにすること

② 二毛作可能地域において、主食用米と戦略作物又は戦略作物同士による二毛作
を行えば、1.5万円が交付されることによる激変緩和効果
により、計50億円相当の激変緩和効果を見込んでいる。

3 これに加えて、別途の260億円の激変緩和調整枠を設けて、都道府県や地域の裁
量で加算を行い支援水準を調整できるように措置し、23年度からの戸別所得補償制
度の本格実施に向けて、22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるようにし
たものである。

8 激変緩和措置は具体的にどのような方針で設定すれば良いか。

(答)

1 激変緩和措置については、突然の制度変更により助成額が大幅に減少し、地域に
おける麦・大豆等の生産体制が維持できなくなるおそれがある、との現場の声を受
けて措置したものである。

2 このため、23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、自給率向上に資
する戦略作物の効率的な生産のための取組が継続し、安定的な生産体制が維持され
るよう、有効に活用されることが必要である。

3 したがって、各都道府県におかれては、単に一律的な加算措置を講じて全ての農
業者にまんべんなく支援を行うのではなく、真に激変緩和が必要な者に対して効果
的に措置が講じられるようにすることを第一に、

① その他作物への助成の活用や、飼料作物の単価を減じて麦・大豆の単価を上乗
せすること等により、なるべく減少額を緩和した後に、

② 配分された激変緩和調整枠における合理的な加算措置
を設定していただきたい。

4 その際、

① 今回の制度変更に伴い、経営に大きな影響を受ける転作組合、集落営農、農業
者を特定し、これらの者が受ける影響の内容を分析する

② これらの者に対して、最も効果的に支援を行う手法を検討する
ことをポイントとしていただきたい。

5 なお、これらの激変緩和措置については、国と協議の上で設定することになるこ
とを留意いただきたい。

9 麦・大豆・飼料作物間（3.5万円/10aグループ）での単価調整は、どのようなやり方となるのか。

（答）

- 1 産地確立交付金における平均的な単価は、一般的に麦・大豆が3.5万円以上、飼料作物が3.5万円未満となっている。このため、制度変更に伴う激変緩和の手法として、麦・大豆・飼料作物間において飼料作物分の財源の一部を活用し、麦・大豆の単価の上乗せを可能としたものである。
- 2 具体的には、
 - ① 例えば、これまでの飼料作物の平均単価が2.9万円/10aであった県において、飼料作物の単価をこれまでの平均単価まで下げる場合においては、
 - ② $(3.5 - 2.9 \text{万円}) \times \text{飼料作物の直近の助成面積}$ で算定される額の範囲内で、
 - ③ 県一本で麦・大豆の助成単価の加算を行うこととする。
(例えば麦・大豆とも+2,000円/10a、麦1,500円/10a・大豆2,500円/10aなど)
- 3 実際の農家への交付については、
 - ① 県内の農家に実際に交付される額の総額は、実際の麦・大豆・飼料作物の助成対象面積 \times 3.5万円/10a
 - ② 作物ごとの単価 \times 面積の合計が①の範囲内となれば、設計通りの単価で交付
 - ③ 作物ごとの単価 \times 面積の合計が①を超えてしまった場合は、
 $(22 \text{年度の交付面積} \times 3.5 \text{万円}/10a) / ((22 \text{年度の作物ごとの交付面積} \times \text{作物ごとの単価}) \text{の合計})$
の単価調整係数により、①の範囲内となるよう、一律に単価を減額して交付することになる。

10 麦・大豆・飼料作物間での単価調整と、その他作物助成を活用した加算を行った上でなければ、激変緩和調整枠を活用することはできないのか。

（答）

- 1 地域協議会単位での、新対策への移行に伴う減少分の総額310億円に対応するため、激変緩和措置を設けることとしたところであるが、新対策への移行に伴い、減額となる地域協議会がある一方で、増加する地域協議会もある。
- 2 このため、まずは都道府県において、麦・大豆・飼料作物間での単価調整による麦・大豆の単価上乗せや、その他作物助成の活用による戦略作物への加算を行うことで、地域協議会間の増減幅の縮小に取り組んでいただきたいと考えている。

- 3 その上で、なお大幅な減額になっている農業者や集落営農が存在している場合に、激変緩和調整枠を活用し、そのような新対策への移行に伴う影響が大きい者に対して効果的に加算が行える手法を検討・設定していただきたいと考えている。

11 激変緩和措置による単価設定に上限はあるのか。

(答)

- 1 水田利活用自給力向上事業の交付単価（戦略作物は統一単価、その他作物は基本1万円/10a）では、現行に比べて助成金の減少が大きく、これまでの生産体制を維持することが困難になるおそれがあることに対応するために激変緩和措置を講ずることとしている。
- 2 この趣旨に照らして、現行の助成金における設定単価を上回る単価を設定することは適切ではなく、そのような点を含めて、激変緩和措置として効果的な支援となっているかといった視点で、国と都道府県とが協議の上、設定することになる。

12 激変緩和措置に係る協議は都道府県と地方農政局との間で行うのか。

(答)

激変緩和措置に係る協議については、基本的に都道府県と地方農政局との間で行い、同時並行で本省においても内容を審査する方向で検討している。

【交付単価】

13 新規需要米と麦・大豆とそれ以外の作物で、交付単価が大幅に異なっている理由は何か。

(答)

水田利活用自給力向上事業においては、新規需要米については8万円/10a、麦・大豆については3.5万円/10aの交付単価としているが、これは、麦・大豆については、水田経営所得安定対策による固定払と成績払の交付金（全国平均で麦約4万円、大豆約2万7千円）が支払われることを前提に、それぞれの作物ごとの販売金額に助成単価を加えた額から、作物ごとの経営費を除いた所得額相当が同水準となるよう設定したものである。

14 W C Sについては、水田利活用自給力向上事業で8万円の助成があるが、耕蓄連携粗飼料増産対策事業の助成対象にもなるのか。

(答)

W C S用稲の作付に対する支援は、水田利活用自給力向上事業において行うこととなり、耕蓄連携粗飼料増産対策事業では助成対象とはならない。

15 新規需要米の単価は8万円/10aであるが、全国的に作付が増加した場合でもこの単価水準は維持されるのか。

(答)

自給率向上事業は、作付面積に交付単価を乗じた交付金を交付する仕組みであることから、産地確立交付金のように交付単価が薄まる仕組みではない。

【対象作物】

16 自己の事業として活用するW C S用稲も対象として考えてよいか。

(答)

W C S用稲については、畜産農家と利用供給協定を取り交わすことを要件とすることとしているが、それに準ずる自家利用計画を策定すれば、従来どおり、畜産経営として自家利用するW C S用稲も対象とすることとしている。

17 わら専用稲や水田放牧の扱いはどうなるのか。

(答)

わら専用稲や水田放牧については、現行の水田等有効活用促進交付金と同じく、「飼料作物」としての扱いとなる。

18 飼料用米の受け皿として全国的な流通体制は確立されるのか。

(答)

1 需要に応じた作物生産を推進することが原則であることから、本事業による新規需要米に対する支援は、実需者と出荷契約を締結している（＝新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画を作成している）ことを要件とすることとしている。

- 2 飼料用米については、個々の生産農家が自ら実需者を見つけられない場合には、全農による地域内流通システム、全国流通システムが構築されていることから、このような流通システムを活用しつつ、契約に基づき全農に出荷することにより、需要に応じた飼料用米の生産拡大に取り組んでいただきたい。

19 新規需要米と加工用米の（それぞれの用途などの）区分はどうなっているのか。

(答)

従来どおりの区分としているところである。

- ・加工用米：酒造用かけ米用、加工米飯用、包装もち用、米菓用、味噌用など、従来からの米加工品向けの原材料用米穀
- ・米粉用米：パン、麺等の小麦などの穀物代替となる米加工品向けの原材料用米穀

【交付要件】

20 米粉用米の認定要件として面積拡大の縛りはあるのか。

(答)

- 1 米粉用米については、新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画の認定を受けていることを要件として、作付面積に応じて助成を行うこととしており、昨年度からの拡大分のみ、といったような面積拡大の縛りはない。
- 2 ただし、経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米に作付転換を行う場合には、麦・大豆の作付転換分に相当する水田経営所得安定対策の固定払について、当該農業者が交付申請を行わないことを要件として、新規需要米の助成対象とすることとしている。

21 水田利活用自給力向上事業の助成要件の「実需者との出荷契約等」は、道の駅等の直売所や産直市へのお荷など、数量は限定せず契約書も締結しないが地産地消として確実に結びついているものは対象となるのか。

(答)

直売所や産直市等にお荷したこと、お荷した数量、金額等が確認できる書類があれば助成対象とする考えである。

22 出荷契約等の確認とは具体的に何による確認か。

(答)

作物の出荷先との出荷契約書、出荷伝票、入庫伝票等のいずれかで確認することになると考えている。

23 自給率向上事業の対象となる農業者はどのような者か。

(答)

捨てづくり防止の要件（実需者と出荷契約を取り交わすこと等）を満たし、交付対象作物を生産する農業者・集落営農としたところである。なお、集落営農については、米のモデル事業と同様、規約を有し、対象作物の共同販売経理を行っているものを対象とする。

24 そば・なたねについて、実需者との出荷契約等の要件は必要ないのか。

(答)

そば・なたねについては、これまでの産地確立交付金において実需者との出荷契約等の締結を要件としていなかったことを踏まえ、22年度は生産現場において出荷契約等の締結を行う指導を行うための準備期間としたところである。23年度からの本格実施に際しては、他の作物と同様に実需者との出荷契約等を交付金の交付の要件とする方向で検討することとしている。

25 団地化や技術導入などの要件は設定されるのか。

(答)

- 1 これまでの水田等有効活用促進交付金においては、団地化、直播栽培、不耕起栽培等の技術導入等が助成要件とされていたが、水田利活用自給力向上事業においては、捨てづくりを防止するために最低限必要な実需者との契約締結等は要件とするものの、それ以外の要件は設定しない方針である。
- 2 ただし、激変緩和措置については、単に一律的な加算措置を講じて全ての農業者にまんべんなく支援を行うのではなく、真に激変緩和が必要な者に対して効果的に措置が講じられるようにすることが第一であるため、各都道府県において必要に応じて団地化や技術導入等を要件として交付することが望ましいと考えている。

【二毛作助成】

26 麦後に水稻を作付けても二毛作助成は支払われるのか。

(答)

麦と水稻の組み合わせであれば、二毛作助成の対象となる。(この場合の麦は転作麦にならないので、3.5万円/10aの助成とならないことに注意。)

27 二毛作助成は、ほ場主義で交付されるのか(表作裏作で耕作者が異なった場合ではそれぞれ交付されるのか。)

(答)

- 1 戦略作物による二毛作に取り組む場合において、それが戦略作物としての助成単価か、二毛作助成としての助成単価となるかについては、耕作者単位ではなく、ほ場単位で、判断することとしている。
- 2 したがって、戦略作物同士の二毛作に取り組む場合は、いずれか一方が戦略作物としての助成となり、もう一方が二毛作としての助成となる。また、主食用米と戦略作物による二毛作に取り組む場合は、二毛作としての助成となる。
- 3 このため、ブロックローテーションや期間借地の取組などで、地域内の麦生産や大豆生産を別々の農業者や生産組織が役割分担して生産する場合は、水田情報の突合確認の観点から、地域の関係者がまとまって計画を提出することが必要である。

【その他作物】

28 その他作物助成について、国から都道府県に対して「予算枠」の配分はされるのか。

(答)

- 1 その他作物助成については、国から都道府県に対して予算枠を配分する仕組みではない。都道府県が交付対象としようとする「その他作物」の実作付面積(22年産)×1万円/10aにより算定された額が基本的に交付されることとなる。
- 2 このため、対象作物・単価の設定段階においては、都道府県が把握可能な直近の助成面積をベースに「その他作物」に対する交付総額の見込みを計算し、その総額の範囲内に収まるよう、対象作物・単価を設定することが必要である。

29 その他作物の助成単価はどのように設計すればよいのか。

(答)

- 1 その他作物への助成については、都道府県又は都道府県協議会が国と協議の上、その具体的内容を設定することとしている。
- 2 具体的には、
 - ① 県が交付対象としようとする「その他作物」について、県が把握可能な直近の助成面積×1万円/10aの額を、交付総額と仮置きする。
 - ② ①の総額の範囲内に収まるよう単価を設定する。(その際、その他作物助成を活用して麦・大豆への加算を行う場合は、その加算に必要な額も含んだ総額が範囲内となるよう認定する。)
 - ③ 検討した内容について、国と協議し、決定する。
- 3 実際の助成金の交付については、
 - ① 県としてのその他作物の交付総額は、実際の対象作物の面積×1万円/10a
 - ② 作物ごとの単価×面積の合計が①の範囲内となれば、設計通りの単価で交付
 - ③ 作物ごとの単価×面積の合計が①を超えてしまった場合は、
$$\frac{(22年度の交付面積 \times 1万円 / 10a)}{((22年度の作物ごとの交付面積 \times 作物ごとの単価)の合計)}$$
の単価調整係数により、①の範囲内となるよう、一律に単価を減額して交付することになる。

30 その他作物の扱いについて収穫を伴わない景観作物や地力増進作物等の扱い等何らかの制限が設けられるのか。

(答)

- その他作物に対する支援においては、対象作物に制限を設けない方向である。ただし、本事業が転作作物の生産に対する支援であることを踏まえ、
- ① 主食用米（有機栽培米や輸出用米等を含む）に対する助成
 - ② 現行の産地確立交付金で交付に制限がかかっているでん粉原料用かんしょ・ばれいしょに対する助成
 - ③ 調整水田や土地改良通年施行などの作物の作付を行わない水田に対する助成を行うことはできないこととしている。

【その他】

31 需給調整の達成、未達成に関わらず助成対象とされるが、今まで真面目に協力してきた生産者とそうでない生産者とが同列に扱われてしまうことは、生産者の理解が得られないのではないか。

(答)

- 1 米価の安定による農業経営の安定を図るためには、多くの農業者に米の需給調整に参加していただくことが必要である。
- 2 22年度においては、米モデル事業を生産数量目標に沿った生産を行う農業者に対するメリット措置として、これまで以上に需給調整への参加の誘導を図るとともに、自給率向上事業を米の生産数量目標の達成と切り離したことにより、これまでの需給調整非参加者が段階的に需給調整への参加に取り組めるという、現実的なアプローチが可能となることから、米の需給調整の実効性向上に資するものと考えているところ。

32 新規需要米の栽培者は、平成22年作付用の多収性品種の種子をどのようにしたら入手できるのか。

(答)

- 1 平成22年作付用の多収性品種の種子については、都道府県、都道府県の種子生産団体、社団法人日本草地畜産種子協会等が生産し、都道府県での調整を経て配布しているところである。確保されている種子の品種や数量については、都道府県の農産又は畜産担当課に問い合わせ願いたい。
- 2 なお、社団法人日本草地畜産種子協会が飼料用に確保している種子については、1月中旬に都道府県を通じて配布希望を募集し、全国需給の調整をした上で2月中旬に配布することとしている。

33 今後、多収性品種の種子をどのように確保していくのか。

(答)

- 1 飼料用米や稲WC S等向けの多収性品種については、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構や都道府県等で開発が進められ、北海道から九州までの各地域に適応する品種が一通り育成されているところである。
- 2 今後、新規需要米の取組の拡大に応じて、農業者に多収性品種の栽培用種子を供

給していくことが重要であり、そのためには、都道府県が、管内で推進する品種を決定し、増殖する体制を関係団体等と連携して早期に整備していくことが重要であるとする。

- 3 このため、21年度から「多収性稲種子の安定供給支援事業」により、都道府県段階での多収性品種の種子の安定供給に向けた取組を支援しているところである。
- 4 なお、飼料用の多収性品種については、上記のような体制が整備されるまでの間、社団法人日本草地畜産種子協会において、全国的に需要が多い品種等について補完的に生産し、都道府県を通じて農業者に供給していくこととしている。

＜米のモデル事業＞

【対象農業者】

34 販売農家を水稲共済加入者とした理由いかな。

(答)

- 1 販売農家については、販売目的で農産物を生産する農家であれば、収量減による販売収入の減少に備えて農産物共済に加入していると考えられることから、水稲共済加入者とするを基本としたところである。
- 2 また、地域に共済組合が存在しないなどの事情で、水稲共済に加入していない農家もあることから、そのような者については、前年産の出荷・販売先との契約状況を申告していただき対象とすることとしたところである。

35 水稲共済未加入者については、前年産の出荷・販売先との契約状況を申告させることで対象とするとのことであるが、どのような書類で確認するのか。その場合、未加入者の面積はどのようにして確認するのか。

(答)

- 1 水稲共済未加入者については、前年産の農協等への出荷伝票、米販売業者への販売伝票や契約書など販売の事実確認ができる書類（全量までは求めない）を提出していただくことで対象とする。
- 2 交付対象面積については、交付申請の際に提出してもらった当年産の主食用米の作付面積から10aを控除した面積とするが、水稲共済未加入者の場合は、水稲共済細目書異動申告書との突合による書類上での確認が困難であることから、現地確認を

する必要がある。

36 水稲共済に加入していない生産者で、知人等に販売しており、伝票がない場合はどのように確認したらよいのか。

(答)

水稲共済未加入者の場合には、前年産の出荷・販売の事実確認ができなければ、交付金の交付対象とはならない。

37 集落営農の定義について、面積要件はあるのか。構成農家が3戸程度でも対象になるのか。

(答)

米のモデル事業の対象となる集落営農については、面積要件はない。複数の農家で構成され、規約を有し、米の共同販売経理を行っていれば対象となる。

38 集落営農の規約には何を定めるのか。共同販売経理は何が要件なのか。

(答)

- 1 集落営農の規約については、水田経営所得安定対策に加入する集落営農の規約に準じて、目的、構成員の資格、構成員の加入・脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決方法・議決事項などを規定することが組織運営上必要と考えている。
- 2 共同販売経理については、集落営農で取り組む作物の生産・販売に関する収支を管理するための組織（代表者）名義の口座を開設していることが要件であり、その写しで確認することを考えている。

39 戸別所得補償制度モデル対策に、水田経営所得安定対策に加入している集落営農が加入した場合、農用地の利用集積目標、法人化計画、主たる従事者の所得目標の扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 集落営農は、担い手がない地域等において小規模農家等も参加し、農地の有効活用、農業生産の効率化に加え、地域農業の担い手確保にもつながることから、その育成・確保を図っていくことが重要である。

- 2 今回のモデル対策では、広く対象を捉えて、水田農業の担い手となり得るものを育成していく観点から、組織の規約があり、対象農産物の共同販売経理を行っているものを対象とすることとしたところ。
- 3 集落営農が地域の担い手として発展していく過程では、農用地の集積、法人化等の水田経営所得安定対策の要件をクリアしていくことが通常のステップであり、当該対策に加入している集落営農組織については、従来どおりの要件を満たすことが必要である。

【対象面積】

40 交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10 a を控除することとした理由いかん。

(答)

交付対象面積については、販売に供される米の作付面積とするが、水稻共済の加入対象者が米・麦で10 a 以上作付ける農家となっている実態を踏まえ、本事業においては、農家の作付面積のうち10 a 以下の部分については自家飯米や縁故米用に供されるものとみなすこととし、一律に10 a を控除することとしたところである。

41 交付対象面積の捉え方について、「一律10 a を控除」とあるが、集落営農の場合はどのような取扱いとなるのか。

(答)

- 1 米のモデル事業の対象者については、水稻共済加入者とすることを基本としていることから、自家飯米分・縁故米分の控除についても、水稻共済加入者単位で行うことを考えている。
- 2 集落営農の場合には、
 - ① 共済資格団体として組織加入している場合には、組織単位で計算される主食用米の作付面積から10 a を控除
 - ② 構成農家が個々に加入している場合には、構成農家個々の主食用米の作付面積から10 a を控除する考えである。

42 共済資格団体にはどのような要件があるのか。

(答)

モデル対策で対象としている集落営農の要件と同様、規約の作成と共同販売経理を行うことが要件である。ただし、規約には、共済掛金の分担及び共済金の配分方法等に関する規程を定める必要がある。

43 もち米は10 a 控除の対象となるのか。

(答)

もち米は、正月用のもち、赤飯など自家飯米・縁故米に供されることが想定されるので10 a 控除の対象とする考えである。

44 種子用米は、10 a 控除の対象から除外することだが、種子落ちした米はどうなるのか。

(答)

- 1 種子用米は、主要農産物種子法の規定により指定種子生産ほ場の指定を受けたものを対象としており、生産の段階では自家飯米に供されるとは想定されないことから10 a 控除の対象から除外している。
- 2 仮に、収穫後に種子落ちが発生したとしても、通常は一般主食用米として市場流通されていることから10 a 控除の対象にはしない考えである。

45 黒紫米などの古代米、香り米の生産も対象となるか。

(答)

生産数量目標の外数として生産される新規需要米、加工用米に該当しなければ、すべて対象となる。

46 水田面積が20 a 以下の小規模農家が需給調整をすると10 a 以下となる場合があるが、その場合は対象にならないのか。

(答)

酒造好適米、種子用米以外の主食用米であれば、10 a 以下の作付面積となる場合は対象とならない。

なお、米の生産数量目標の配分において、交付対象とならない10 a 以下の小規模農家への数量配分をゼロとするような恣意的な運用は認められないので注意する必要がある。

ある。

47 二期作地帯では、米のモデル事業の交付対象面積はどのようになるのか。

(答)

一期作、二期作農家に限らず、生産数量目標の換算面積の範囲内で作付けされる主食用米の作付面積から10aを控除した面積により交付金を計算することになると考えている。

【交付単価】

48 標準的な生産に要する費用のうち家族労働費を8割としている根拠は何か。

(答)

- 1 モデル事業においては、標準的な生産に要する費用を設定するに当たり、物財費、雇用労働費、支払地代で構成される経営費は全額算入されるのに対して、家族労働費については8割相当を算入することとしている。
- 2 これは、主食用米が生産過剰な状態にある中で、
 - ① 主食用米から自給率の低い主食用米以外の品目に生産を誘導する必要があること
 - ② 仮に家族労働費の全額を算入することとした場合には、生産性の向上等の経営努力が進まなくなったり、貯蓄に回ったりするなどモラルハザードが起きるおそれがあること等を勘案し、農家の最低限の所得を補償する観点から、家族労働費の8割としたところである。

(参考)

肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）：家族労働費の8割を補てん
稲作経営安定対策（平成15年度で廃止）：基準価格と当年産価格の差額の8割を補てん

49 標準的な生産に要する費用の算定に用いる家族労働費の考え方、データはどうなっているのか。

(答)

標準的な生産に要する費用の算定に用いる家族労働費については、交付対象となる個々の農家の実績ではなく、農林水産省で調査している米の生産費統計における家族

労働費を使用することとしているが、これは、「建設業、製造業、運輸業の5～29人規模の事務所の賃金単価」をベースに、生産費調査の標本農家の稲作労働時間を乗じて計算されたものである。

50 モデル事業では、「規模加算」や「環境加算」は措置しないのか。

(答)

- 1 米のモデル事業は、シンプルで分かり易い「制度のモデル」として実施することとし、加算措置については講じないこととしている。
- 2 モデル事業を実施することを通じ、その事業効果等を検証した上で、平成23年度以降の加算措置の取扱いについて検討していきたい。
- 3 なお、規模拡大や環境保全の取組については、別途の予算措置（農地利用集積事業、農地・水・環境保全向上対策）がとられており、その事業を存続することと、戸別所得補償の算定要素とすることとの比較考量も必要と考える。

51 米のモデル事業では、全国平均の生産費と販売価格を使用することとされているが、これでは地域間のバランスが考慮されないのではないのか。大規模経営と小規模経営、平野部と中山間とでは事情が異なるのではないのか。

(答)

- 1 米戸別所得補償モデル事業については、全国一律単価としていることから、生産を効率化しコストダウンを図る取組や、農産物の品質を向上させ販売単価を高める取組等を行っている地域は、その努力に応じて所得の向上が図られる仕組みとなっている。
- 2 仮に地域別の単価を設定した場合には、生産コストの削減努力をせずに生産費が高くなっている地域、あるいは販売努力をせずに販売価格が低くなっている地域のほうが、努力をした地域よりも、国から多くの交付金を得ることになりかねず、逆に不公平となると考えられる。
- 3 また、地理的条件が悪い地域に対しては、現在、中山間直接支払制度を措置している。このような農業者の努力を超えた生産条件の格差補正について23年度の本格実施でどのように取扱うのかについては、モデル事業の実施状況を見つつ検討していく考えである。

52 戸別所得補償制度は、個々の経営収支に着目し、サラリーマン並の所得を確保してくれるのではなかったのか。

(答)

- 1 戸別所得補償制度は、全国平均でみて販売価格が標準的な生産に要する費用を恒常的に下回っているという構造的な赤字部分を補てんすることにより、国内農業の再生を図るものである。
- 2 仮に、個々の経営状況を基に赤字部分を補てんすることになれば、努力しない農家の補てんが多くなるというモラルハザードが起きることから問題があると考えている。

53 集落営農等への集約及び組織化促進のため、営農組織及び認定農家等の担い手グループと個人農家に交付金の差を付けられないのか。

(答)

- 1 今回のモデル事業の交付金は、全国一律単価を使用することから、集落営農等で作業を集約するなどにより効率的な経営を行えば、その分コストが下がり、個人経営よりも交付金のメリットが大きくなることになっており、そのままだも規模拡大へのインセンティブが湧く仕組みとなっている。
- 2 集落営農等への集約を更に進めるために加算を設けるかどうかについては、モデル事業の実施状況を見つつ、本格実施の制度設計において検討していく考えである。

54 米のモデル事業の定額部分の単価は固定されるのか。

(答)

米のモデル事業は単年度事業であり、本格実施に向けた検証を行うものであることから、現時点で定額部分の単価を固定するかどうかの方針は決まっていない。

55 米のモデル事業の交付単価はなぜ収穫量や販売総額に関係なく作付面積で計算されるのか。

(答)

今回のモデル事業における交付単価については、

- ① 収穫量に着目すると、単に増産することに意識が働くとともに、減農薬栽培など

で単収が劣るが付加価値の高い米生産を行う農家が不利となる

- ② 販売総額に着目すると、たまたまスポットで高値販売した農家が有利となり、外食産業や小売店と安定契約を結んでいる農家が不利となる
- ③ さらに、その両方を勘案すると複雑で分かりにくい制度となるとともに、事務処理も膨大となる

といったことを勘案し、作付面積に応じた全国一律の単価を設定することとしたところであり、米の販売形態が多様化している現状にあっては、このような単価を用いた方がかえって公平となると考えている。

56 農作物共済の共済金と米のモデル事業の交付金については、補てんの重複と
ならないのか。

(答)

- 1 農業共済制度については、自然災害により、農家個々の収穫量が、平年の収量の一定割合以上減少した場合に、それに伴う収入減少分を補てんするものである。
- 2 一方、今回の米のモデル事業については、農家個々ではなく、全国一律で一般的な米の生産に要する費用（標準的な生産に要する費用）と一般的な米の販売価格（標準的な販売価格）の差額に相当する交付金を交付することとしており、基本的には個々の農家が受けられた自然災害による収入減少分までは補てんされない。
- 3 このようなことから、米のモデル事業と農業共済制度とでは、発動の場面が異なり、基本的には補てんが重複することにはならないものと考えている。
したがって、両制度に加入することによって、より農家の方々の経営安定が図られるものと考えている。

【その他】

57 水田経営所得安定対策は農産物検査が必須となっているが、米のモデル事業も農産物検査が必要か。

(答)

米のモデル事業については、実際の作付面積を基に交付金を計算することから、農産物検査の受検を要件とはしていないが、銘柄米について市場評価を得るとともに、銘柄や産地の表示を適正に行うためには、農産物検査を受検するのが望ましいと考えている。

58 調整水田等の不作付地を持って生産数量目標を達成する農家は、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市町村に提出し認定を受けることとなっているが、改善計画はどのようなことを記載するのか。達成要件が課せられるのか。

(答)

- 1 我が国自給率の向上を図っていくためには、水田の不作付地をできるだけなくし、水田が有効に活用されるようにしていくことが課題であり、地域水田農業振興の観点からも重要であることから、不作付地（一筆単位）を持って生産数量目標を達成する農家は、不作付地の改善計画を市町村に提出し認定を受けることとしたところである。
- 2 不作付地の改善計画については、
 - ① 農家自らが作物を栽培する（予定する出荷・販売先と栽培作物名等）
 - ② 地域の担い手に委託（予定する委託先等）
 - ③ 集落営農への参加（予定する集落営農等）等の意向とその達成予定年を記載していただくことを想定している。
- 3 平成22年度中には、この改善計画の達成状況を確認することはできないことから、農家に達成要件を課すことは予定していないが、市町村や地域協議会がモデル対策期間中に不作付地に関する農家情報を整理しながら、農業委員会、改正農地法の下で市町村段階に設置される農地利用集積円滑化団体（面的集積組織）、地域農地の利用調整活動を行っている農用地利用改善団体等と連携できる体制を整備し、本格実施の際に不作付地の解消に地域を上げて取り組む環境を作っていくことが重要であると考えている。

59 調整水田等の不作付地の改善計画の認定基準はどうなるのか。

(答)

- 1 調整水田等の不作付地の扱いについては、これまで生産調整を達成することを至上命題とした推進がされてきている中で、現時点においては、農業者ごとの不作付地に関する情報が必ずしも正確に把握されておらず、農業者に対する適切な指導・助言を行える状況にはない地域も多いと考えている。
- 2 このため、モデル対策においては、まずは、実態をできるだけ把握することに重点を置くこととし、市町村又は地域水田農業推進協議会において農業者ごとに整備されている水田情報（水田台帳）に照らして、
 - ① 不作付地の地番、面積

- ② 不作付地ごとに、作物の栽培ができない理由
- ③ 改善に向けた具体的な取組内容及びその達成予定年
が正確に記載されていることを確認し、②、③の内容に特段の問題がなければ認定
する方向で検討している。

<実施体制（交付申請、支払い等）>

【申請手続】

60 農地の貸借が行われている場合、交付申請は借り手（耕作者）が行うのか、貸し手（地権者）が行うのか。

（答）

今回のモデル対策の交付金は、販売農家を対象としていることから、基本的にはその作物の販売名義がある農家が申請することになると考えている。

61 農家から国に対する申請事務等について、集荷業者等が事務代行を行うことができるのか。

（答）

農家の利便性、事務の効率化の観点から、集荷業者や農業団体等が農家からの委任を受けて申請を取りまとめて手続を行うことも可能とする考えである。

ただし、このような手続に関して手数料等を徴収して業として行うことは、行政書士法に抵触することになることに留意する必要がある。

62 モデル対策の申請様式はいつ頃示されるのか。現行産地確立交付金で使用している営農計画書は使えないのか。

（答）

モデル対策の加入申請様式については現在検討中であるが、モデル対策の交付金の算定に必要なデータ等（米のモデル事業については、主食用米の作付面積、酒造好適米・採種圃場面積。自給率向上事業については、作物ごとの作付面積）の取得ができ、モデル対策の実施に支障がなければ、新様式に添付する形で旧様式（産地確立交付金営農計画書）も可能とする方向である。

63 交付金は農家に直接支払われるが、例えば、ブロックローテーションに参加している農家が共通口座で受け取ることは可能か。

(答)

ブロックローテーションなどの地域的な営農の取組を維持するために、そのような対応が必要であると市町村が認める場合には、可能とする方向で検討している。

ただし、その場合、口座名義人に対する交付金の受領に関する委任状の提出が必要である。

64 金融機関の口座は、どの金融機関でもよいのか。郵便局でも良いのか。

(答)

然り。

65 加入申請以降交付金の交付日までの間に加入者が死亡した場合の交付金の取扱いはどうなるのか。

(答)

加入者が死亡した場合には、捨て作り防止等の要件を満たすことを前提に、その相続人が対策加入者と相続関係にあることを確認できる書類等を提出していただくなどにより交付金を受け取れるような仕組みを検討してまいりたい。

【推進事務費】

66 戸別所得補償制度導入推進事業費で、人件費の助成はできるのか。

(答)

人件費については、モデル対策の事務の実施に当たって必要と考えられる経費のうち、アルバイト賃金、日当、謝金、旅費などは可能と考えている。

67 生産調整方針作成者を確認依頼者・証明者として活用できるか。

(答)

地域内の農家すべてを対象に作物作付の確認等を行うことを考えると、市町村、地域水田協議会が確認主体の中心となっただけが適切と考えている。

なお、生産調整方針作成者についても、地域水田協議会の構成員として役割分担を

行う中で作物作付の確認等の事務に協力していただくことは可能と考えている。

68 対象作物の面積確認は現地確認で行うのか。

(答)

対象作物の面積確認は、事務の簡素化の観点から、農業共済組合の引受データ等を活用した書面での確認を基本としたいが、このような確認ができない農家については現地ほ場を確認する必要がある。

【システム開発】

69 システム開発のスケジュールはどうか。現在使用している水田情報管理システムは使用できるのか。

(答)

- 1 今回のモデル対策の実施に当たっては、農政局・農政事務所における加入申請、交付申請、交付金の支払いに必要となるシステムを開発することとしており、農家の交付申請手続に支障を来さないよう、できるだけ早く開発したい。
- 2 一方、地域水田協議会では、現行の産地確立交付金等の支払いのために国が開発した水田情報管理システムや各地域独自で開発した電算システムが活用され農家情報が整備されているものと承知している。
- 3 モデル対策の実施に当たっても、これらのシステムを引き続き活用していただきながら、農政局・農政事務所のシステムへのデータ提供方法の検討を急ぎ進め、システムの改修について相談させていただきたい。
なお、システム改修に必要な経費については、推進事業費を充てることできるよう検討している。

【水田台帳】

70 水田台帳の整備はいつまでに行わなければならないのか。

(答)

- 1 水田台帳については、市町村等地域内の農業者ごとの水田面積、作付作物の内容等について整理されているものである。
- 2 現行制度においても、地域水田農業推進協議会において関係機関の役割分担により、農業者ごとの生産数量目標（面積）の設定のための基礎資料として、また、産

地確立交付金等の交付を行うに当たっての助成対象水田の整理のために整備されていると承知している。

- 3 今後においても、水田の有効活用を進めるとともに、農業者ごとに生産数量目標（面積）を適切に設定していくために必要なものであるが、調整水田等の不作付地の情報等も反映しながら、本格実施に向けて精査していく必要があると考えている。

71 助成対象水田の考え方に変更はあるのか。

（答）

助成対象水田の定義については、基本的には、これまでの産地確立交付金の考え方を踏襲する予定である。

＜需給調整＞

【都道府県から市町村への生産数量目標の配分】

72 どのような配分を実施してはいけないのか。

（答）

前年産の未達成市町村の過剰作付数量を当該市町村の生産数量目標から削減するなど、過去の需給調整の未達成を理由に当該市町村に不利益を負わせるような配分である。

ただし、これまで需給調整の未達成を理由に配分に格差を設けてきた都道府県が格差を一度に解消する場合においては、それによって、今まで需給調整に参加してきた農業者が大きな不利益を被る場合もあることから、地域の関係者の間で協議し、激変緩和措置として一定期間格差を残すことはやむを得ない措置として暫定的に許容される。

73 都道府県内市町村に対して、一律配分でなければならないのか。これまで、一等米比率や需要先との結びつきなどで優先配分を行ってきたが、生産調整達成・未達成以外の配分要素についてもだめなのか。

（答）

合理的な理由により格差が生じる場合は問題ない。

合理的な理由となる配分要素としては、需要に応じた生産を目指すために設定される、一等米比率、需要先との結びつき、有機栽培米・特別栽培米比率、認定農業者比率等が挙げられる。

74 過去に需給調整が未達成だったことを理由として生じた格差がある場合、この格差も解消しなければならないのか。

(答)

需給調整の未達成を理由に生じた格差については、解消していただきたい。

ただし、格差を一度に解消することで、今まで需給調整に参加してきた農業者が大きな不利益を被る場合もあることから、地域の関係者の間で協議し、激変緩和措置として一定期間格差を残すことはやむを得ない措置として暫定的に許容される。

75 需給調整の未達成を理由とした格差は、一度に解消しなければならないのか。

(答)

都道府県から市町村への配分に当たって、需給調整の未達成を理由とした格差を一度に解消することが困難な場合には、2、3年程度をかけて解消されたいが、具体的な方法、期間については、地域の関係者の間で協議することにより、これまで需給調整に参加してきた農業者、参加してこなかった農業者、双方にできるだけ納得感のあるものとされたい。

76 需給調整達成市町村と未達成市町村との格差を段階的に解消する場合、どこまで縮めればよいのか。具体的な水準はあるのか。

(答)

都道府県から市町村に対する配分で、これまで需給調整に参加してこなかった農業者が相応の努力をしても、需給調整に参加しこれを達成することができないような格差が残る場合は不適切である。

なお、最終的には格差は解消する必要があるが、段階的に格差を解消する場合の具体的な水準については、地域の関係者の間で協議することにより、これまで需給調整に参加してきた農業者、参加してこなかった農業者、双方にできるだけ納得感のあるものとなるように決めていただきたい。

【市町村段階から農業者への生産数量目標の配分】

77 どのような主食用米の生産数量目標の配分を実施してはいけないのか。

(答)

戸別所得補償制度の対象とならない農業者（例：10a未満の農業者、交付金を受け

取らない旨を明言している農業者)を主食用米の生産数量目標の配分の対象から除外する又はこれらの者に対し他の者に比べ少量の配分をする場合である。

78 具体的にどのような主食用米の生産数量目標の配分が問題になるのか。

(答)

典型的には、次の3つが挙げられる。

- ① 10a未満の農業者の生産を考慮しない配分
米モデル事業の交付対象とならない10a未満の農業者に対して主食用米の生産数量目標の配分を行わずに、その数量を10a以上の農業者に対して加算して配分すること。
- ② 水稲共済加入者に重点を置いた配分
水稲共済に加入していない者に対して主食用米の生産数量目標の配分を行わず、その数量を水稲加入者に加算して配分すること。
- ③ 交付金を受け取らない旨を明言している農業者を除外した配分
主食用米を作付するが交付金を受け取らないことがはっきりしている農業者に対して、主食用米の生産数量目標の配分を行わず、他の農業者に加算して配分すること。

79 上記質問の①～③に挙げられている農業者に配分をしても、交付金を受け取る権利が無駄になるので、需給調整に参加する農業者に配分すべきではないか。

(答)

交付金の交付対象とならない農業者について主食用米の生産数量目標を削減し、この削減分を交付金の交付対象となる農業者に加算することは、過剰作付を容認するばかりか、過剰作付を支援することとなってしまい、需給調整を図るといふ政策の趣旨に反するため、認められない。

80 制度対象外となる10a未満の小規模な農業者の主食用米の生産数量目標については、事務コストの面から従来通知していないが、通知しなければならないのか。

(答)

主食用米の生産数量目標については、明確な配分ルールの下、飯米農家や需給調整

の非参加者も含めた全ての農業者に適切に配分していただきたい。

ただし、飯米農家などについても、配分すべき主食用米の生産数量を確保した上で、これ以外の主食用米の生産数量をその他の販売農家などに配分するのであれば、事務コスト等の問題から、飯米農家などへの通知は省略して差し支えない。

81 制度対象外となる10a未満の小規模な農業者の主食用米の生産数量目標は、どの程度の水準を配分すべきか。

(答)

本制度の趣旨に即し、過剰作付への支援にならない限り、地域の実態に即して配分することが望ましい。なお、おおむね国から当該都道府県への平均配分率が基準になるものと考えている。

82 各農業者への主食用米の生産数量目標の配分は一律でなければならないのか。

(答)

合理的な理由により格差が生じる場合は問題ない。

合理的な理由としては、ブロックローテーションのための農業者間の調整、認定農業者への傾斜配分等が挙げられる。

逆に、需給調整の未達成を理由として格差を設けることは合理的とはいえない。

83 過去に需給調整が未達成だったことを理由として生じた格差がある場合、この格差も解消しなければならないのか。

(答)

需給調整の未達成を理由に生じた格差については、解消していただきたい。

ただし、格差を一度に解消することで、今まで需給調整に参加してきた農業者が大きな不利益を被る場合もあることから、地域の関係者の間で協議し、激変緩和措置として一定期間格差を残すことはやむを得ない措置として暫定的に許容される。

84 需給調整の未達成を理由とした格差は、一度に解消しなければならないのか。

(答)

市町村段階から農業者への配分に当たって、需給調整の未達成を理由とした格差を一度に解消することが困難な場合には、2、3年程度をかけて解消されたいが、具体

的な方法、期間については、地域の関係者の間で協議することにより、これまで需給調整に参加してきた農業者、参加してこなかった農業者、双方にできるだけ納得感のあるものとされたい。

85 農業者の間で主食用米の生産数量目標をやり取りしてもよいのか。

(答)

可能である。

ただし、需給調整に参加しない農業者が、配分された主食用米の生産数量目標を超えて主食用米を生産しつつ、自分の主食用米の生産数量目標を他の農業者に渡すことは認められない。

86 需給調整達成農業者と未達成農業者との格差を段階的に解消する場合、どこまで縮めればよいのか。具体的な水準はあるのか。

(答)

これまで需給調整を達成してこなかった農業者が相応の努力をしても、需給調整に参加しこれを達成することができないような格差が残る場合は不適切である。

具体的な水準は、地域の関係者の間で協議することにより、これまで需給調整に参加してきた農業者、参加してこなかった農業者、双方にできるだけ納得感のあるものとなるように決めていただきたい。

87 ある市町村では、21年産米の配分において、①これまで需給調整に参加してきた者、②これまで需給調整に参加してこなかったが、新たに参加する者、③引き続き需給調整に参加しない者、の三者の間で、①>②>③となるような主食用米の生産数量目標の配分を行っていた。

22年産米の配分においてこれらの格差の解消を図る場合に、地域の関係者の合意があれば、①と②の間の格差解消を優先することとし、これらの者と③の者の格差は当分の間残すこととしてもよいのか。

<具体例>

(これまでの配分) ①70%、②55%、③40%

↓

(今回の配分案) ①65%、②60%、③40%

(答)

①と②の間の格差の段階的な解消を図るために必要な場合に、地域の関係者の協議により、22年産米についても①と②の者の間で格差を残すことはやむを得ない措置と

して暫定的に許容される。

しかしながら、③の者も主食用米の生産を行う者であり、③の者への配分において格差を設けることも、過剰作付けを拡大することになるため、不適切である。また、②と③の者はこれまで需給調整に参加してこなかったという点において同じ者である。したがって、②と③の者の間に、その扱いを異にする合理的理由はない。②と③の者については、他に合理的な理由がない限り、同じ割合で主食用米の生産数量目標の配分を行われたい。

88 需給調整に参加しない（認定方針に参加せずに水稻生産を行う）農業者に対する配分は誰が行うのか。

（答）

これまでと同様に地域水田農業推進協議会が生産数量目標の配分を行うこととなる。

【生産数量目標の調整関連】

89 生産数量目標の県間調整はあるのか。また、市町村間調整はどうか。

（答）

都道府県間調整の仕組みは22年産米においても継続する。

市町村間調整については、これまでと同様、各都道府県の判断により実施していただくこととなる。

なお、調整後の面積に対して、米モデル事業及び自給率向上事業の交付金が交付される。

90 生産数量目標の地域内調整、農業者間調整はいつまでに終える必要があるのか。

（答）

生産数量目標（換算面積）については、米の作付の段階で農業者別に確定することが需給調整の実効性を確保する上で重要であること、また、交付金の支払いに必要な生産数量目標に即した生産（生産数量目標の面積換算値の範囲内で主食用米の生産を行っていること）の確認を早期に終えるためにも、現行制度と同様に、6月15日までに調整を終えていただきたい。

【その他の生産数量目標関連】

91 生産数量目標は個々の農業者が達成しない場合、米戸別所得補償モデル事業の交付金が受けられないことになるが、市全体で未達成のときにはペナルティがあるのか。

(答)

米戸別所得補償モデル事業の交付金については、生産数量目標を達成した農業者に交付するものであり、市全体での達成要件はない。

なお、地域全体で生産数量目標を達成するよう配分を行った後に、個々の農業者の同意を得て、その生産数量目標に差がつくよう農業者間の配分を調整することは従来どおり認められる。

92 米の戸別所得補償制度について、「生産数量目標に即した生産を行うこと」とは米の生産数量目標の換算面積の範囲内で主食用作付を行っていることとなっているが、換算面積に使用する単収は全国統一か。

(答)

各農業者の生産数量目標を面積に換算する際には、現行ルールと同様、地域単収を用いることとなる。

【集荷円滑化対策関連】

93 集荷円滑化対策については、その効果ははっきりしないので廃止すべきでないか。集荷円滑化対策について見直しが検討されていると思われるが、当初平成16年～平成17年で拠出した過剰米対策基金残額は、農業者へ返還されるのか。

(答)

- 1 集荷円滑化対策は、豊作により生じる過剰米が、米価の下落を招き農業経営に悪影響を及ぼすことを防ぐことを目的とするものである。米戸別所得補償モデル事業においては、米の需給状況に応じて市場で価格が形成され、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して所得補償がなされるため、豊作過剰による農業経営への悪影響は防ぐことができる。
- 2 このため、平成22年度は、集荷円滑化対策は実施しないこととし、同対策に係る生産者拠出も行わないこととする。
- 3 なお、平成23年度以降の取扱いについては、平成16・17年に過剰米対策資金に受け入れた生産者拠出金の取扱いを含め、戸別所得補償制度の本格実施と併せ、

今後検討する。

【その他】

94 米戸別所得補償モデル事業が示されたが、食糧法、米政策改革大綱の見直しなど検討しているのか。

(答)

食糧法については、戸別所得補償制度を法制化する際に見直しについて検討する必要があると考えている。

一方、需給調整関係の各種通知等については、今後見直しを行い、必要に応じて通知の改正を行う予定である。

＜横流れ防止関連＞

95 加工用米、新規需要米が増加することが想定されるが、適正流通をどのように確保するのか。

(答)

新規需要米・加工用米については、その定められた用途に適切に供されることが不可欠であり、以下の①～⑤により、主食用米への横流れの防止を徹底する。

- ① 新規需要米・加工用米については、取組状況を面積ベースで把握することとし、原則として現地確認を行うこととする。
ただし、主食用米と同一ほ場で同一の品種で取り組まれている場合等面積ベースでの把握が困難なときには、(1) 新規需要米・加工用米の出荷売渡数量を把握し、当年の作柄を反映した地域単収を用いて換算 (2) 農業者の全収穫量を把握できる場合には、そこから農業者の当該実単収を算出し、新規需要米・加工用米の出荷売渡数量から実単収を用いて換算するなどして、新規需要米・加工用米の生産面積を算出して確認することもできるものとする。
- ② 新規需要米・加工用米に関する需要者との契約に当たっては、平年を上回る収穫があっても横流れが起きないように、契約数量は当該年の地域単収に面積を乗じた数量と契約事項に規定することを要件とする。
- ③ 流通ルートの透明性を確保するため、需要者に直接又は需要者団体を通じて販売する。また、定められた用途に確実に使用されるよう、需要者から生産者にその旨の誓約書の提出、転売禁止及び違反した場合の違約措置を契約で明記する。(食糧法遵守事項の徹底)

④ 主食用米との区分管理を徹底するため、用途ごとに別棟又は別はいで保管し、用途が明らかになるよう「はい票せん」により掲示する。また、販売時は、紙袋等の包装容器にその用途を表示する。(食糧法遵守事項の徹底)

⑤ 行政による事後的な検証可能性を確保するため、①帳簿に米穀の種類別の出荷数量又は販売数量を記載し保存(※1)(食糧法の徹底)。②米穀の譲渡し、譲受けの際に、品名、取引先、数量等に加え、用途限定米穀の用途を記録(※2)(米トレーサビリティ法の徹底)。また、搬出、搬入の際についても同様に記録(※2)(米トレーサビリティ法の徹底)。

なお、早場米など、米トレーサビリティ法の施行前(平成22年10月1日一部施行)に収穫・出荷される米もあることから、農業者、需要者サイド双方で取引等の記録の作成・保存が自主的に行われるよう、巡回を行うなどして、記録の作成・保存の必要性についての理解の促進、取組の徹底を図る。

(※1) 届出事業者に対する義務：自ら生産したものであって、他の届出事業者以外への出荷・販売数量が20精米トン以上の場合。

(※2) 米穀事業者に対する義務：米穀を取扱う生産者、JA、需要者いずれも含まれる。

96 加工用米の面積確認は新規需要米に準じるとしているが、現行(数量による面積換算)と変更することにより混乱が起こるのではないか。

(答)

1 加工用米についても、全国統一の助成単価を設定したことから、新規需要米の面積確認方法に準じ、ほ場特定を行い、そのほ場の面積に応じて助成を行うことが原則である。

2 ただし、主食用米と同一ほ場で同一の品種で取り組まれている場合等面積ベースでの把握が困難なときには、(1)新規需要米・加工用米の出荷売渡数量を把握し、当年の作柄を反映した地域単収を用いて換算(2)農業者の全収穫量を把握できる場合には、そこから農業者の当該実単収を算出し、新規需要米・加工用米の出荷売渡数量から実単収を用いて換算するなどして、新規需要米・加工用米の生産面積を算出して確認することもできるものとする。

<その他>

97 中山間直接支払いと戸別所得補償の重複受給は可能か。

(答)

- 1 米のモデル事業では、全国平均の標準的な生産に要する費用と販売価格の差額により交付金を交付するものであり、中山間の地理的条件による生産条件不利については勘案していない。
- 2 このため、平場と中山間の地理的条件による生産条件不利を補正する中山間地域等直接支払制度を別途用意しているものであり、両制度から受給することは可能である。
- 3 23年度の本格実施での地理的条件等の格差の取扱いについては、モデル事業の実施状況を見極めつつ検討していく考えである。

98 新規開田地の扱いはどうなるのか。交付金の支払いの対象になるのか。

(答)

- 1 米については、消費量が大幅に減少している中で、水田全体で米を作付ければ、大幅な需給ギャップが生じることから、従来から需給調整を行っている。
- 2 このような中、米の需給調整の実効性を確保する観点から、米の生産圧力が高まらないよう、新規開田を抑制してきており、具体的には、
 - ① 国営事業や補助事業で開田計画を含むものは不採択とするほか、農家が行う新規開田も含めて抑制を指導するとともに、
 - ② 水稻共済において新規開田地は引受除外、産地確立交付金等の転作助成金の交付対象外とするといった措置を講じている。
- 3 22年度からの新たな対策においては、米の需給調整の実効性を確保しつつ、麦・大豆や新規需要米の生産により水田を利活用することが重要であるが、現下の米の需給状況を踏まえれば、まずは、現状の水田を有効活用することが重要であることから、新規開田地については、引き続き交付対象とはしない方向としている。

99 今後の担い手育成や認定農業者制度等の方向性はどうなるのか。

(答)

- 1 認定農業者制度は、地域において、地域農業の担い手を地域一体となって育成・確保する仕組みとして普及・定着しているものである。
- 2 今後、戸別所得補償制度の導入により、誰もが希望を持って農業を営むことができる環境が整備される一方、それにより下支えされた農業者の中から競争力のある経営体を育てることが必要である。
- 3 このため、地域農業の担い手として経営発展を目指す認定農業者に対し、スーパーL資金の融資等の措置を引き続き講じることが必要と考えている。

なお、来年度から実施される予定の米のモデル事業は全国一律の交付単価としており、規模拡大や集落営農による団地化などによりコストダウンに取り組む場合には、所得向上が図られる仕組みとなっている。

このため、これまで規模拡大に躊躇してきた担い手も積極的に規模拡大に取り組める環境になるものと考えており、これと農地の面的集積や集落営農の取り組みを総合的に支援することで農業の構造改革が進むものと考えている。

100 地域水田農業ビジョンは、今後も作成していく必要があるのか。

(答)

- 1 地域水田農業ビジョンは、地域の関係者からなる地域水田農業推進協議会（市町村、農協、集荷業者、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、担い手農家、実需者、消費者団体など地域の実情に応じて構成）で議論され作成されているものであり、地域の作物戦略・販売戦略、水田の利用、担い手の育成等の将来方向を明確に記したものである。
- 2 今回のモデル対策の実施に当たっても、米の需給調整、水田の利活用を図っていくためには、地域農業の羅針盤となる地域農業ビジョンは重要なものであり、必要な見直しを行いながら引き続き作成していただきたい。